

江戸川区立中学校における 文化部活動の方針

令和元年（2019年）10月

江戸川区教育委員会

～「江戸川区立中学校における文化部活動の方針」策定の趣旨～

中学校の文化部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、芸術文化等の活動に親しむとともに学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。

しかしながら、生徒においては、連日または長時間にわたる活動などによって、十分に休養がとれないために、心身の健康を害するなどの問題もみられます。

また、教育等に関わる課題は複雑化・多様化し、教師の長時間労働の改善が急務となっています。文化部活動も、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっています。

そこで江戸川区では、「江戸川区立中学校における運動部活動の方針」（平成30年10月 江戸川区教育委員会）において、運動部活動の今後の方針を示しました。令和元年度は、文化部活動についても運動部活動の方針に準じて活動をしていただいています。

しかしながら、文化部活動の活動内容や運営形態等が運動部活動と異なる面があること、さらには国が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月 文化庁）、都が「文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月 東京都教育委員会）を示したこと等から、これらを参考に、次の表に示す5分類についての取組を「江戸川区立中学校における文化部活動の方針」として策定しました。

分類	取組
1 適切な運営のための体制整備	(1) 文化部活動の方針の策定等
	(2) 指導・運営に係る体制の構築
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	(1) 適切な指導の実施
	(2) 文化部活動用指導手引の活用
3 適切な休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	

各中学校におかれましては、本方針を基に、生徒が生涯にわたって豊かな心や創造性の涵養を実現するための資質・能力を育む基盤として文化部活動を整備し、バランスのとれた心身の育成を目指すとともに、合理的でかつ効率的・効果的な指導・運営体制の構築を推進していただきたいと思っております。

また、「こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区」という本区の教育目標のもと、生徒が「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を身に付け、生徒が心身ともに健やかに成長するためにも、本方針が学校関係者はもとより、家庭、地域、文化部活動に関連する各種団体で広く共有され、文化部活動が適切に運営されることを期待しております。

令和元年（2019年）10月
江戸川区教育委員会

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 学校の取組

《方針》

- ① 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 文化部顧問は、次の2点を作成し、校長に提出する。
 - ・各部の活動方針及び年間の活動計画（活動日、活動時間及び参加する予定の大会等や地域の行事、催し物等（以下「参加予定大会等」という））
 - ・各部の毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、大会等参加日）
- ③ 校長は、次の2点を学校のホームページへ掲載し、公表する。
 - ・学校の活動方針
 - ・各部の活動方針及び年間の活動計画

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
周 知	作 成・実 施

イ 区教育委員会の取組

《方針》

- ① 区教育委員会は、上記のア①②に関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、要点のみを示した活用しやすい様式の作成等を行う。

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
作 成・周 知	改 善

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 学校の取組

《方針》

- ① 校長は、生徒や教師の人数を踏まえ、適正な数の文化部を設置する。
その際、主に次の3つの観点から、円滑に文化部活動を実施できるようにする。
 - ・ 指導内容の充実
 - ・ 生徒の安全の確保
 - ・ 教師の長時間勤務の解消
- ② 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、原則として顧問は複数体制とし、正顧問の教師が他の部活動の顧問を担当することがないように調整する。
- ③ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、教師の他の校務分掌を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意する。
また、校務全体を含めた部活動の効率的・効果的な運営を目指す。
- ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握する。
その際、次の2つの観点から、適宜、顧問を指導・監督する。
 - ・ 生徒が安全に芸術文化等の活動を行うことができているか
 - ・ 生徒及び教師の過度な負担となっていないか

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
周 知	実 施

イ 区教育委員会の取組

《方針》

- ① 区教育委員会は、各学校の生徒や教師の人数、校務分担の実態等を踏まえ、外部指導員（※1）を積極的に学校に配置する。
- ② 区教育委員会は、部活動指導員（※2）を学校に配置する。
- ③ 区教育委員会は、部活動実施状況調査（都教育委員会）等を基に、文化部の設置・運営について、学校を指導・監督する。
- ④ 区教育委員会は、学校の管理職を対象とした文化部活動の適切な運営を図るための研修等を実施する。
- ⑤ 区教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
その際、次の通知（※3）を踏まえる。
・「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
検討・充実	

※1 外部指導員とは、部活動の専門的技術指導に対し補助的役割を果たす有償ボランティアを指す。

※2 部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員を指す。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

※3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、『超勤4項目』以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 学校の取組

《方針》

- ① 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、次の3点について徹底を図る。
 - ・生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮等）
 - ・事故の防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
 - ・体罰・ハラスメントの根絶
- ② 文化部顧問は、主に次の2点について正しく理解し、指導を行う。
 - ・生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること
 - ・過度の練習によって生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことがあってはならないこと
- ③ 文化部顧問は、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、次の2点について配慮する。
 - ・生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるようにすること
 - ・分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや研究の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと
- ④ 文化部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
周 知	実 施

イ 区教育委員会の取組

《方針》

- ① 区教育委員会は、4ページのア①の取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 区教育委員会は、文化部顧問を対象とする最新のコーチ学に基づく指導の在り方、体罰・パワーハラスメント防止に向けた研修を実施する。

《スケジュール》

	令和元年	令和2年～
①	周知	実施
②	周知	毎年1回実施

(2) 文化部活動用指導手引の活用

ア 学校の取組

《方針》

- ① 文化部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、4ページの2(1)に基づく指導を行う。

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
	周知・促進

3 適切な休養日等の設定

ア 学校の取組

《方針》

- ① 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、芸術文化、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、下記を基準とする。

【休養日】

- (a) 平日1日、週休日1日の休養日を設定する。
なお、大会等の参加によりやむを得ず週休日に2日間の活動をした場合は、直後の週の平日に代わりの休養日を設定する。
- (b) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。
- (c) 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、校長は、区教育委員会が示す時期・日数に従い、夏季休業日及び冬季休業日にある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- (a) 朝活動を含め、1週間の活動時間は11時間を基本とし、準備・片付けの時間を含めて16時間を超えない。（※4）
- (b) 1日の活動時間は、学期中の平日では長くとも2時間程度とする。準備・片付けを含めて3時間を超えない。
- (c) 週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は長くとも3時間程度とする。準備・片付けを含めて4時間を超えない。

- ② 文化部顧問は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③ 校長は、本方針に則り、1ページの1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記のア①の基準を踏まえるとともに、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、学校のホームページ上に公表する。
- ④ 校長は、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・監督する等、その運用を徹底する。

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
周知	設定・実施

※4 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合が全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心にある教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。）。（「文化部活動の在り方に関する方針」平成31年3月 東京都教育委員会）

イ 区教育委員会の取組

《方針》

- ① 区教育委員会は、6ページのア①(c)に関し、区の「学校における働き方改革プラン」を参考にしながら、時期・日数を決定する。
- ② 区教育委員会は、6ページのア③に関し、学校に対して適宜、支援及び指導・監督する。

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
周知	実施

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 地域との連携等

ア 学校の取組

《方針》

- ① 校長は、保護者や地域による芸術文化等の活動が、名称と活動時間、場所を変更しただけで、実質的な部活動の延長となることがないように、保護者や地域に求める。
- ② 校長は、文化部顧問に対し、部活動の延長となる可能性のある保護者や地域による活動に関わることがないように指導する。
- ③ 校長は、学校と保護者・地域が共に生徒の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動を行う環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記の①②の取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
周知	実施

イ 区教育委員会の取組

《方針》

- ① 区教育委員会は、生徒の芸術文化等の活動のための環境の充実の観点から、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域（関係団体、保護者、民間事業者等）が協働・融合した形での地域における環境整備について研究を進める。
- ② 区教育委員会は、学校と保護者・地域が共に生徒の健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記のア①②及びイ①の取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

《スケジュール》

	令和元年	令和2年～
①	検討・研究	
②	周知	実施

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 学校の取組

《方針》

- ① 校長は、各文化部の年間の活動計画において年間と各月の参加予定大会等を把握し、公表する。
- ② 校長は、週末等に開催される様々な大会等に参加することによって、生徒や文化顧問の過度な負担とならないよう、教育上の意義や区が示す目安等を考慮し、参加する大会等を精査する。

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
周 知	公 表・精 査

イ 区教育委員会の取組

《方針》

- ① 区教育委員会は、各学校の文化部が参加する大会等の全体像を把握し、各文化部が参加する大会等の数を多くとも月1回程度（年12回程度）を目安として設定する。
- ② 区教育委員会は、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

《スケジュール》

令和元年度	令和2年度～
周 知	実 施



江戸川区立中学校における文化部活動の方針

令和元年（2019年）10月

江戸川区教育委員会